

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 農政部 <input checked="" type="checkbox"/> その他 名称 農地中間管理機構（長野県農業開発公社）		
件名	9 農地中間管理事業における手続きの期間短縮等について		
提案市	須坂市		
提案要旨	農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約に有効な事業であるが、農地の出し手と農地中間管理機構の間で話がまとまってから担い手に権利が設定されるまでに時間がかかり、敬遠されがちなため、円滑な農地の集積・集約が図れるよう、農地中間管理機構における借受希望者の公表回数の増加、及び担い手への貸付までの期間短縮を要望する。		
提案理由	高齢化等により、農地中間管理機構を活用して農地の貸借等を行いたい場合、話がまとまってから担い手に権利が設定されるまでに4ヶ月ほどかかる場合がある。農地の出し手から認可までに時間がかかり、その間に草が伸びるなど農地が荒れて、本当に認可されるのか不安になるといった相談が寄せられていることから、借受希望者の公表回数の増加、及び担い手への貸付までの期間短縮を要望する。		
現況及び課題等	農地の借受希望者の公表は、現状で年2回(5月・10月)である。 借受希望者の公表回数を増やすことにより、担い手が農地の確保を円滑に行うことができる。 また、農業委員会の決定を経て、市町村が借受公告を行い、その後、県が貸付公告を行うことになるが、貸付公告までの期間短縮により、円滑な農地の集積・集約が図られるようになる。		
関係法令	農地中間管理事業の推進に関する法律		